

## 第10回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成29年1月23日（月）午後1時30分～午後2時55分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂 委員 斉藤 千鶴

委員 三上 喜美男

(2) 諮問に関する説明職員

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課介護予防担当課長 横川 洋

(3) 事務局

事務局長 東野 展也 事務局次長 長谷川 義晃

情報システム課長 内橋 宣明 給付課長 北出 美穂

資格保険料課長 濱本 範子 他

4 議 題

(1) 審議事項

① 社会保障・税番号制度における情報連携の開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検

② 神戸市における介護予防効果検証事業に関するレセプトデータの利用について（個人情報保護条例第8条第1項第4号）

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

(1) 審議事項

① 社会保障・税番号制度における情報連携の開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検

(事務局) 本件は、昨年度の第三者点検に引き続いて、7月から始まる予定である情報連携に備えて点検をお願いするものである。

まず、パブリックコメントの実施結果についてご報告をさせていただく。昨年度、点検いただいた評価書に、今回の情報連携に関する修正を加え、平成2

8年12月16日から平成29年1月13日の間、当広域連合事務局の事務室、県内41市町の後期高齢者医療担当課の窓口、当広域連合のホームページで意見募集を行った。

結果は、提示された意見はなかったため、原案のまま本日点検をお願いしたい。

続いて、評価書の説明をさせていただく。今回の評価書の概要は、7月から始まる情報連携に伴って、特定個人情報ファイルに重要な変更を加えるものである。前回は、マイナンバーを保有するということがだったが、今回は、オンラインで利用するという事なので、保護評価を再実施させていただくものである。

情報連携の開始に伴って、追加修正する箇所の説明をさせていただく。まず、マイナンバーを用いて他の保険者や国、都道府県、市町村等と情報連携を行うための中間サーバーを設置するが、中間サーバーを他の医療保険者等と共同して、社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会に一元的に委託するという規定が、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に盛り込まれたことを追記した。要は、実際に情報連携を行うにあたって使用するサーバーを、法律で、委託、設置することが規定されたということである。

次に、マイナンバーを利用して、資格管理業務における情報照会、賦課・収納業務における所得情報等の照会、給付業務における給付要件等の照会ができる旨を追記した。ここまでは、従来の業務において、マイナンバーを利用して情報照会ができる旨の追加である。

さらに、これまでの資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務に加えて、加入者情報作成、副本作成、情報照会、個人番号入手の4つの事務を追加する旨を記載した。それぞれの事務の内容については、後ほど説明させていただく。

次に、実際に個人番号を取り扱うシステムの説明を行う。使用するシステムは、従前から使用していた標準システムから変更はない。加入者情報管理業務、副本管理業務、情報照会業務の3つの業務が追加となるが、先ほど説明した中間サーバーに登録する情報を作成して、情報照会の要求確認を行うという内容である。

今回新たに追加になる中間サーバーは、データ連携を行う際に必要となるシステムであるが、資格履歴管理事務に係る機能、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じた機能が保存している本人確認情報の提供を求める機能の3つを有している。

中間サーバーは、個々の保険者ではなく、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が運営する。この両者を合わせて取りまとめ機関と呼んでいる。

次に、昨年度、点検をお願いした個人番号を保有するという内容に加えて、情報提供ネットワークを通じたオンラインでの利用となる旨の追記について、そのメリットとオンライン利用が可能になる法令上の根拠を記載した。

従来から使っている標準システムに中間サーバーが加わる形となるが、標準システムと中間サーバーは、全く別のシステムとなっており、中間サーバーを利用するには専用の統合専用端末を利用し、取りまとめ機関との間は専用回線で接続することとなる。そのため、各広域連合及びその広域連合を構成する市町から直接マイナンバーを取得することはできないようになっている。

資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務について、昨年度の7月に点検をいただいた業務内容に加えて、情報連携に必要な業務をそれぞれ記載しているが、その内容については、各業務とも共通のため、加入者情報作成、副本作成、情報照会、個人番号入手の項目で説明させていただく。

加入者情報作成、副本作成、情報照会とも、情報の流れは同様であり、実際に標準システムで照会データを作り、統合専用端末を用いて中間サーバーとやりとりをする形になっている。そのため、各業務とも完全に従来の業務とは分離した環境で運用する構成となっている。

続いて、地方公共団体情報システム機構からの個人番号、いわゆる12桁のマイナンバーの入手方法を記載しているが、2つの方法があり、1つは29年7月から始まる情報連携によって、オンラインで個人番号を取得する方法である。もう1つは、法律で利用が認められる7月以前での情報照会ということで、CD-ROMを用いた照会方法を記載している。CD-ROMを用いた照会方法は、マイナンバーの設定をする際に不明な方の問い合わせをするため、当広域連合では3月に1回のみを予定している。それ以降は予定していない。

次に、マイナンバーを含む特定個人情報ファイルに関する主な修正内容は、記録項目、特定個人情報の入手・使用、事務の委託、提供先、情報の保管・消去となっている。

情報連携による特定個人情報の入手元として、従来、市町とのやりとりが可能であった分に加えて、保険者等を追記し、その入手方法として、新たに利用することになる情報提供ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステムを追記した。

データを入手できる妥当性として、番号法、いわゆるマイナンバー法と、住民基本台帳法に記載されている旨を追記した。

使用目的等を追加し、情報ネットワークシステムから入手した特定個人情報の使用方法、被保険者情報との突合方法について記載した。

事務の委託に関して、従来の委託項目に加えて、療養費支給申請書検索システムデータ作成業務、資格履歴管理事務、情報照会・提供事務、本人確認事務の

4つの事務を追加した。

療養費支給申請書検索システムデータ作成業務は、今回の情報連携とは直接関係していない。内容は、はり、きゅう、あんま、マッサージ等の療養費支給申請書について、画像で取り込み、データ化するシステムがあるが、この申請書自体にマイナンバーの記入欄がある。運用としては、記入しないようにしているが、誤って記入されることが懸念されるので、今回の点検をお願いしている。

情報連携に伴い新たに追加される業務が、中間サーバーにおける資格履歴管理事務、中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務、中間サーバーにおける本人確認事務となっており、中間サーバー等に関する事務を支払基金及び国保連合会に委託するため、必要事項を追記した。

従来は、マイナンバーを含んだ特定個人情報の提供というのはなかったが、今後は広域連合からも提供することになるため、番号法第19条に規定された事項が対象になる。そこで、提供先の一覧を記載した。全て番号法に基づく業務及び提供先となっており、法令に基づいて提供することになる。

データ移転について、構成市町とのやり取りは、前回の内容から変更はない。

データ保管に関する事項として、保管場所、法令に基づく保管期間、データの消去方法について追記した。まず、保管場所については、サーバーの設置場所ということになるが、これは取りまとめ機関のデータセンターで許可された者だけが入退室できる管理区域に設置されることになっている。

保管期間については、まず標準システムでの保管期間は、高確法によって、平成26年度までに賦課された保険料について、期間の限度なく、保険料を減額更正できるという規定があるため、20年以上に設定している。中間サーバーにおける保管期間については、項目によって、1年から5年の保管期間を設定し、情報提供等の記録項目については、7年間保管とするものとしている。

消去方法については、保管期間経過後に中間サーバーから適切な廃棄等を行うということ、使用済みの電子記録媒体（CD-ROM等）については、シュレッダーで粉砕するということを定めている。

データ連携において、個人番号管理情報として、宛名番号、被保険者番号、個人番号、被保険者枝番等を用いて、それぞれの項目のひもづけを行う。

次に、リスク対策について、主な内容は、中間サーバーにおける措置、業務委託における措置、情報漏えい等何か事故があった場合の対応という内容になっている。

特定個人情報の入手については、中間サーバーシステムを利用して行うということで、中間サーバーシステム側で措置されている内容を追記した。特に、広域連合と中間サーバーとの通信は、専用回線を使用し、かつ、暗号化通信を

行うことで、情報漏えいの防止に努めている。

個人情報の使用については、利用者に対して、個人ごとにユーザIDを割り振り、厳格な運用を行うこと、ログの取得による解析によって点検を行うことを記載した。

特定個人情報ファイルの取り扱いの委託については、委託先である国保中央会や支払基金で施される措置について追記した。

特定個人情報の提供・移転の内容については、修正はない。

情報提供ネットワークシステムの接続についても、新たな措置の内容を追加した。

情報の保管・消去については、標準システムの取り扱いに加えて、今回の情報連携で新たに追加される取りまとめ機関での運用、中間サーバーでの取り扱いを追記した。

その他のリスク対策について、従来から広域連合で施していた対策に追加して、取りまとめ機関で定める当広域連合の運用における措置を追記した。

開示請求、問い合わせ、評価実施手続については、修正はない。

なお、本日欠席の委員に事前説明をした際に、中間サーバーの使用に対して、取りまとめ機関との間で委託契約書あるいは覚書の内容が定まった時点で確認したいという要望があったため、契約もしくは覚書の締結の際に、関係書類を送付させていただく。

説明は以上である。

(会 長) ただいまの説明に関して、意見、質問はあるか。

先ほどの欠席委員の意見を再度説明してほしい。

(事務局) 今回利用する中間サーバーは、本来は各保険者が設置すべきものだが、各保険者が設置するには費用がかかりすぎる点から、取りまとめ機関が代表して設置し、各保険者が利用することになっている。それを利用するにあたって、委託契約の形をとるが、その委託契約に記載される機密保持等の内容を確認したいということである。7月から開始されるため、まだ委託契約書の案がこちらに届いていない。そのため、案が届いたり、契約が締結された時点で、写しを確認したいという要望であった。

(会 長) ということは、それを見ないと評価書に対する評価はできないということか。

(事務局) そうではなく、最終的にどのようなものになるかを確認したいという旨であった。通常、広域連合や構成市町では、こういう個人情報を含む事務を委託する場合、委託契約書とは別に、各団体が持っているセキュリティーポリシーや個人情報の特記事項をまとめて契約するが、それらに準じているかということを確認されたいとのことだ。

(会 長) 他に意見、質問はないか。

- (委 員) 専用端末にアクセスするのが特定の者ということで限られているが、外部からの攻撃を受けないということで安心していいのか。
- (事務局) 当広域連合にある中間サーバー統合専用端末と今回設置される中間サーバー関係サーバー群の間は、インターネット等と全く関係のない専用回線を使用するため、外部の者が入ってくることはできない。また、当広域に置かれる統合専用端末についても、利用者に対してIDを割り振り、IDを付与されていない者は利用できないよう厳格な運用をする。
- (会 長) 他に意見、質問はないか。
- (委 員) 中間サーバーを新たに設置する取りまとめ機関、国民健康保険中央会との委託契約書について確認したいという意見があったとのことだが、9ページの図でいうと、兵庫県広域連合の中にある中間サーバー、統合専用端末、これらがいわゆる本体と考えていいのか。
- (事務局) 広域連合の方にあるのは、俗に言うクライアントと呼ばれる端末である。本体は、そこから右に線が伸びている取りまとめ機関の中にある中間サーバー関係サーバー群である。
- (委 員) 場所はどこにあるのか。
- (事務局) 場所は聞いていない。おそらく、秘匿され、教えてもらえないと思う。
- (委 員) 取りまとめ機関とは兵庫県のものか。
- (事務局) 全国の取りまとめ機関である。
- (委 員) となると、中央に設置されることになるのか。
- (事務局) そうである。こちらの取りまとめ機関につながるのは、広域連合だけでなく、いわゆる医療保険者と呼ばれるもの、各健康保険組合や協会けんぽ等もつながる。
- (委 員) 都道府県ごとに中間サーバーを置いているというわけではないということか。
- (事務局) そうである。
- (会 長) 今話があったが、中間サーバーがどこにあるかは秘密にしないと危ないだろう。
- (事務局) 現時点では聞いていないが、おそらく厚生労働省に照会しても秘匿されると思う。
- (委 員) 地域ごとに中間サーバーを置いて、管理すれば、地方の方に責任が出てくることになるだろう。
- (会 長) 他に意見、質問はないか。
- (委 員) 取りまとめ機関で何か不正なアクセス等が行われていないか、定期的に操作ログをチェックすることになっており、広域連合でも今回審議にかかっているシステムについて定期的に監査を行うこととなっているが、具体的にはどれぐらいの頻度で行われるのか。

(事務局) 通常、年1回ぐらいになろうかと思う。いわゆる事務チェックシートが配付されるものと思っている。それに基づき運用の監査を行い、報告を上げる形になろうかと思う。

(会 長) 他に意見、質問はないか。

(委 員) 55ページに、「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」ということで、運用上のルールによる措置が列記されている。こうしたことは、生身の人間がやることなので、よくミスを犯すが、対象職員が個々に気をつけて対応するということか。

(事務局) ここに記載している内容は、世間一般的によく言われる内容であり、先ほども話があった教育・監査という点から、その研修の中で再度徹底していくことになろうかと思う。

(委 員) 私どもの大学でも、最近はリスクマネジメントの研修がかなり徹底されている状況であるが、こうした研修は、今回のシステムを特に取り扱う職員について重点的に研修されるのか、あるいは所管職員全員に一律に研修されるのか。

(事務局) 当広域連合では年に1回、セキュリティー研修を全職員に対して実施している。それに加えて、今回の利用者に対して研修をすることになる。おそらく厚生労働省からテキストが配付されるので、それを用いて利用対象者には周知徹底を図る必要があると考えている。

(委 員) 37ページの「情報表示」というのは、具合的にどういった内容か。

(事務局) いろいろな項目がひとまとめで情報表示と記載されており、内容としては、加入者の状態を管理するということで、未登録の方であるとか、例えば、番号を取りにいったエラーになったとか、加入者の削除フラグであるとか、以前は加入されていた分が喪失されたフラグであるとか、そういう内容がまとめて情報表示というふうに記載されているようである。

(会 長) それを見れば、履歴やいろいろなことがわかるということか。

(事務局) そういうことになろうかと思う。

(会 長) それでは、意見も出尽くしたようなので、審査会としての意見を取りまとめたいと思う。

まず、特定個人情報保護評価書の点検結果についてだが、本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないと考えるので妥当であるとしてはいかがか。

次に、特定個人情報の保護のための必要な措置だが、これについては、特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要があるとしてはいかがか。

以上、申し上げた2点で、今回の意見をまとめたいと思うが、よろしいか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、今申し上げた結論を意見書としてまとめたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。

(事務局が意見書案を委員に配付)

(会 長) それでは、今、配付された意見書案を確認したいと思うので、事務局より説明いただきたい。

(事務局) それでは、意見書案を読み上げる。

1、特定個人情報保護評価書の点検結果について。本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないと考えるので妥当である。

2、特定個人情報の保護のための必要な措置。特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

(会 長) 今、読み上げた意見書案について、何か意見はあるか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、広域連合長への意見書だが、今確認していただいた意見書案の内容で、私と事務局で調整の上、作成してよろしいか。

(全委員) 異議なし。

② 神戸市における介護予防効果検証事業に関するレセプトデータの利用について  
(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

(事務局) 本件は、昨年11月8日にご審議いただき、妥当であるのご判断いただいた在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供に係る後期高齢者医療レセプトデータについて、神戸市における介護予防効果検証事業で利用することについてご審議を賜るものである。最初に、当該事業の概要について、神戸市から説明していただく。

(神戸市) 本市では、現在、60歳代後半のいわゆる団塊の世代が75歳に達して後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者の方ができるだけ介護保険を利用せずに、自分らしく元気に過ごしていただけるよう、介護予防の取り組みを進めているところである。

介護予防の推進に当たり、科学的根拠、いわゆるエビデンスに基づく効果的で戦略的な取り組みを展開する必要がある。そのため、行政の所管ごとに保有する医療データや介護データなどを一体的に管理する情報連携基盤システムを



構築している。

平成28年度においては、内閣府所管の日本医療研究開発機構が実施するパーソナル・ヘルス・レコード利活用研究事業、これは個人の健康・医療・介護データを本人の意思に基づき管理・活用し、さまざまなサービスを受けられる環境を実現するための技術的課題等を検討する事業であるが、この事業に採択された実施主体となる千葉大学グループに、実証モデル自治体として本市が協力することにより、情報連携基盤システムを活用しながら介護予防の効果検証を進めているところである。

こうした介護予防の効果検証により、科学的根拠に基づく戦略的な介護予防を行うことで、高齢者の健康寿命の延伸を図り、中長期的には、介護保険給付費の抑制につなげたいと考えている。こうした取り組みには、75歳以上の後期高齢者の医療情報が不可欠のため、データの提供をお願いしたい。

利用するデータ内容は、昨年11月に承諾いただいた在宅医療データ分析調査のためのレセプトデータと同じものである。対象年度は、26年度、27年度及び28年6月のデータだが、以降のデータについても、在宅医療に係るレセプトデータの提供時期に合わせて利用させていただきたい。

データ保護について。提供いただくデータに個人番号が含まれるため、神戸市個人情報保護条例のほか、関係規定に基づき、厳格かつ適正に取り扱う。

本市から第三者へのデータ提供について。提供していただくデータは、先ほど説明した情報連携基盤システムサーバーにおいて保管する。千葉大学等の研究機関へのデータ提供については、本市が委託する、このシステムの開発事業者であるエヌ・ティ・ティ アイティ株式会社が、個人の識別ができないよう匿名化処理を行った上で提供する。

研究機関の分析拠点について。千葉大学内に設置される分析用端末は、本市市役所内にある情報連携基盤システムサーバーと専用回線を用いたオンラインで結合し、リモートアクセスで提供データの分析を行う。

データセット作成やデータ匿名化の委託事業者であるエヌ・ティ・ティ アイティ株式会社とは契約約款において、またデータ分析に当たる千葉大学等の研究機関とは協定書において、厳格な個人情報保護や適正なデータ管理の遵守を明記する。

データ提供先は神戸市保健福祉局介護保険課、データ提供を受ける第三者はエヌ・ティ・ティ アイティ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、国立大学法人千葉大学、同じく東京大学となる。

レセプトデータの仕様は資料のとおりである。

先ほどの情報連携基盤システムについて、もう少し補足の説明をさせていただく。このシステムでは、本市の各所管部署が保有する情報、例えば総合事業

管理システム、介護保険システム、国民健康保険システム等々、これらのデータを電子記録媒体により、介護保険課内に設置している情報連携基盤システムサーバーへ取り込み管理する。

研究者から指定されたデータ項目について、委託事業者（エヌ・ティ・ティアイティ）がこれらのデータを結合し、匿名化処理を行って、研究者が分析に用いる分析用データセットを作成する。これらの分析用データセットは、このシステムサーバー内の研究者がアクセス可能な領域に保存する。

研究者は、千葉大学内に設置する分析用端末からサーバー内の分析用データセットにアクセスし、分析作業を行う。

なお、この分析用端末と市役所内に設置したシステムサーバーは、セキュリティーが確保されたIP-VPN回線を通じて、リモートアクセスにより分析を行う。

千葉大学に設置する研究者用の分析端末については、端末操作は指紋認証、ID、パスワード等にて2要素認証する。また、利用状況については操作ログを記録する。また、スタンドアロンであるため、記録媒体等を用いて月1回程度の頻度でウイルス定義の更新を行う。

分析用端末でのデータの保存は制限する。また、施錠可能な部屋、ラック内で保存し、入退室記録を作成する。回線については、研究者の事前申請に基づき、研究者が分析する時間帯のみ回線接続を行うこととし、セキュリティーを確保したいと考えている。

協定書の一部を変更する協定書（案）、先般承諾いただいた在宅医療データ分析調査に関する協定書、及び本市が研究者と締結する協定書の案はそれぞれ資料のとおりである。

資料の最後に、昨年10月に、本市個人情報保護審議会において、後期高齢者医療レセプトデータの収集について公益上妥当と認められた答申、同じく本市個人情報保護審議会において、関東分析拠点とオンラインで研究者が分析することについて妥当と認められた答申を参考として添付した。

神戸市からの説明は以上である。

（事務局） それでは、諮問書の説明に戻らせていただく。

提供する個人情報について。データ内容は、平成28年11月8日付け答申第1号により、個人情報を目的外利用のために外部に提供することに関し、その公益上の必要性についてご意見をいただいた「在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供」に係るレセプトデータと同じものである。

レセプトデータ抽出仕様について。医科診療報酬点数表のうち、初診料、再診料、医学管理等、在宅医療を算定している後期高齢者医療レセプトデータ情報を抽出する。抽出条件は資料のとおりで、レセプトデータの項目のうち、保険

者番号、後期高齢者医療被保険者証の記号・番号、性別、診療年月、医療機関コード、診療行為コード、傷病名コード、傷病名、診療実日数などの情報である。

抽出対象となる年度は、平成26年度及び27年度の2年分、及び平成28年6月分である。28年6月分以外の平成28年度分及び平成29年度以降の本件データについては、在宅医療データ分析調査に係る本件データの提供時期に合わせて利用する。

提供先は、広域連合の構成市である神戸市である。

利用方法は、本諮問に対する答申を受け、当広域連合が本件データの利用について承諾した後、神戸市に既に提供した本件データを利用する。

神戸市から第三者へのデータ提供について。本件データを、情報連携基盤システムサーバーに移管した上で、このシステムの開発事業者であるエヌ・ティ・ティ アイティが、本件データについて、連結不可能匿名化処理を行い、この連結不可能匿名化処理済みのデータを研究機関等に提供することで、分析等の介護予防効果検証事業が実施されることとなっている。

神戸市へのデータ提供については、以前の在宅医療データ分析調査では、電子記録媒体で授受を行うこととし、コピーは残らず、電子媒体が神戸市地域医療課で保管されることとなっているが、介護予防効果検証事業では、電子記録媒体からデータを情報連携基盤システムサーバーに移管し、そのシステムサーバーでデータを保有することとなる。なお、電子媒体は、神戸市介護保険課で利用された後は、地域医療課で保管されることとなっている。

神戸市に対し、第三者に本件データを提供するにあたっては、契約等により、個人情報の厳格な取り扱いを行うことを条件として課すものとする。

データ提供を受ける第三者は、情報連携基盤システム開発事業者であるエヌ・ティ・ティ アイティ、研究機関であるエヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、千葉大学、東京大学である。

以上のことについて、当広域連合個人情報保護条例第8条第1項で、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事由を定めているが、法令等の定めがあるとき、本人の同意があるときなど、第1号から第3号に該当せず、第4号「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当するため、諮問させていただくものである。

- (会 長) 昨年の11月8日に審議したデータ提供では、在宅医療データ分析調査の目的のために、CD-ROMに保存したデータを神戸市に渡したが、その後の登場人物は、どこどこだったか。
- (事務局) 国保連合会がレセプトデータを保有しているため、まず国保連合会から神戸市の地域医療課にCD-ROMの媒体を渡す。そこから、在宅医療介護推進財

団にCD-ROMを渡し、またそこから株式会社ソラストという医療コンサルタントに分析を行うためのデータを渡す。最終的にデータのコピーは残らず、CD-ROMは地域医療課で保管するということであった。

(会 長) 今回の場合は、神戸市に今、渡しているCD-ROMをそのまま利用するということか。

(事務局) 地域医療課にあるCD-ROMをそのまま介護保険課に渡す。

(会 長) 次に、情報連携基盤システム開発事業者であるエヌ・ティ・ティ アイティのデータベースに入る。それを利用する機関が、エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、千葉大学、東京大学の研究機関3つ。利用は、以前はオンラインではなかったが、今回はオンラインで、千葉大学で利用できるということか。

(事務局) 情報連携基盤システムサーバー内に個人情報を含むデータは残るが、千葉大学には連結不可能匿名化処理済みのデータのみをオンラインで提供する。

(会 長) 昨年11月8日の在宅医療データ分析調査の考え方と、基本的には同じだが、一部が違う。神戸市との協定書は、以前のものに変更箇所だけを追加するということか。

(事務局) そうである。同じ神戸市に提供、利用ということになるため、協定書は一部変更という形をとる。「在宅医療の」を「在宅医療又は介護予防に関する」に変更する。

(会 長) 以上の説明に関して、意見、質問はあるか。

(委 員) データ提供を受ける第三者として、システム開発事業者と研究機関3つが出てきた。千葉大学については、先ほど説明があったが、エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所と東京大学は、どこでデータの提供を受けることになるのか。

(神戸市) 共同研究をしており、エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所と東京大学も、分析作業をするときは千葉大学に設置した端末で分析をする。

(委 員) あくまで千葉大学に設置されており、エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所と東京大学もこの端末を使い、連結不可能匿名化処理をされたものしか見れないということか。

(神戸市) そうである。

(委 員) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所と東京大学にはさらにオンラインでつながっているのか、それとも、担当者がこの千葉大学の端末のところまで来て操作をするということか。

(神戸市) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所と東京大学も、千葉大学へ出向いて分析することになる。

(会 長) 他に意見、質問はないか。

(委 員) 本日の資料の中に、「在宅医療の」を「在宅医療又は介護予防に関する」に変更するという協定書(案)をいただいたが、その次のページに、「レセプトデー

タの授受等に関する協定書」ということで、既に昨年の11月17日に協定を結んだものが添付されている。また、こちらに事前に郵送されてきた資料は「レセプトデータの授受等に関する協定書(案)」として全文が作成されていたが、これも日付が29年1月ということであった。本日、協定書の一部変更がされれば、この事前送付の協定書(案)の書式で作られることになるのか。

(事務局) 実際には、協定書は既に交わしているため、本日配付した「一部を変更する協定書(案)」が正しいものになる。わかりやすい形で案を提示しようと事前送付したものだだったが、1回目の協定書自体は変更せず、本日配付した「一部を変更する協定書(案)」で対応させていただきたいと考えている。

(委員) 了解した。

(事務局) 本日欠席された委員の事前説明の際に、データの廃棄・消去時に、当広域連合が立ち会うのかどうか質問をいただいたが、神戸市でも、今回のレセプトデータの情報収集について、神戸市個人情報保護審議会において、保有する必要なくなった個人情報は確実かつ速やかに廃棄し、個人情報の適正な維持管理を行わなければならないという答申を受けており、また、神戸市でも情報セキュリティ対策等を講じているため、当広域連合がその場に立ち会うことは、今のところ考えていない。

(会長) 他に意見、質問はないか。

(委員) CD-ROMの形で、データ提供を既に行っており、そのCD-ROMは、現在、神戸市の地域医療課で保管されている。つまり、データは既に神戸市のサーバーに入っており、そこから研究に利用しようとしている段階である。既にサーバーにデータが入っているのであれば、CD-ROMを返却か廃棄してもいいのではないかと思うが、当面神戸市で保管されることになるのか。

(事務局) 地域医療課からは、当面はCD-ROMで保管すると聞いている。

(委員) いつごろまでか。

(事務局) 協定書には、最大5年間で限度となっており、まだ今からいろいろな分析をされるのだと思う。

(委員) バックアップとして置いておくということか。

(事務局) 地域医療課で保管され、それが終われば、速やかに破棄ということになるが、こちらは神戸市で行うことになる。

(委員) そのセキュリティは大事ではないか。

(事務局) 神戸市では、契約等をきっちり遵守されており、神戸市個人情報保護審議会でも個人情報の取扱いについて答申を受けている。

(会長) それでは、意見も出尽くしたようなので、審査会としての意見を取りまとめたいと思う。

まず、本件が、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該

実施機関以外のものに提供できる事由を定めた個人情報保護条例第8条第1項のうち、第4号の「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当するかを判断する必要がある。

これについては、貴広域連合から神戸市へ「在宅医療データ分析調査」の目的のため個人情報を外部提供することの公益上の必要性については先般、妥当であると判断したところであるが、当該提供データを神戸市において「介護予防効果検証事業」のために利用することについては、当該事業が介護予防の推進のための効果的な分析を可能にするものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当であるとしてはいかがか。

提供する個人情報の保護のための必要な措置だが、これについては、提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に迅速に廃棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。また、第三者へのデータ提供にあたっては、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準等に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すとともに、介護予防効果検証事業における分析用データの提供にあたっては、特に「連結不可能匿名化処理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行ったうえで提供することとしてはいかがか。

以上、申し上げた2点で、今回の意見をまとめたいと思うが、よろしいか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、今申し上げた結論を答申としてまとめたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。

(事務局が答申案を委員に配付)

(会 長) それでは、今、配付された答申案を確認したいと思うので、事務局より説明いただきたい。

(事務局) それでは、答申案を読み上げる。

1、公益上の必要について。貴広域連合から神戸市へ「在宅医療データ分析調査」の目的のため個人情報を外部提供することの公益上の必要性については先般、妥当であると判断したところであるが、当該提供データを神戸市において「介護予防効果検証事業」のために利用することについては、当該事業が介護予防の推進のための効果的な分析を可能にするものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2、提供する個人情報の保護のための必要な措置について。提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に迅速に廃棄する等個人の権利利

益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。また、第三者へのデータ提供にあたっては、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準等に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すとともに、介護予防効果検証事業における分析用データの提供にあたっては、特に「連結不可能匿名化処理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行ったうえで提供すること。

(会 長) 今、読み上げた答申案について、何か意見はあるか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、広域連合長への答申だが、今確認していただいた答申案の内容で、私と事務局で調整の上、作成してよろしいか。

(全委員) 異議なし。